

# 理事長あいさつ



理事長 奥山喜男

おはようございます。第45回臨時総代会の開催にあたり、朝早くから何かとお忙しいところ、また、毎日の猛暑でお疲れの中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。総代の皆様には、日頃より当改良区の事業運営にご理解とご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、ご来賓として寒河江市 菅原副市長様、河北町 河内副町長様、寒河江市農林課 猪倉課長様、河北町農林課 宇野課長様にもご臨席いただいております。市・町には、当改良区の事業全般にわたり格別なご配慮とご指導を賜り、特に令和2年7月の豪雨災害からの復旧工事では、早急に対応をしていただき、全耕地で今年度からの

作付が可能になりました。改めて感謝と御礼を申し上げます。

今年3月をもって役員・総代を退任されました方々に感謝状の贈呈を行います。長年に わたり当改良区の事業運営にご尽力されたことにこの場をお借りして感謝と御礼を申し上 げるとともに、これからの地域でのご活躍と引き続き当改良区運営にご指導・ご協力を賜 りますよう、よろしくお願い申し上げます。

当改良区も寒河江土地改良区と大堰土地改良区の合併20年を経過し、皆様方のおかげをもって21年目を迎えることができました。各事業も順調に推移していますが、喫緊の課題である昭和堰頭首工の老朽化に伴うゲート補修の事業計画について、国・県と協議をした結果、今年度は1,100万円の予算を付けていただき調査計画事業が行われます。昭和堰頭首工は、平成14年3月に完工し、20年が経過しています。広報誌等でもお知らせしておりますが河床部分のコンクリートが洗堀され、ゲートの破損により水が完全に止まらない状態になっております。併せて、中央管理棟の通信設備の3G回線(フォーマ)が2026年3月31日の終了に伴い頭首工の遠隔操作等の管理ができなくなる状況になるため、基板の入れ替えが必要になります。県のストックマネジメント事業での事業採択に向けて、国・県と協議を進めながら、できる限り早い復旧を目指していきます。なお、用水確保には万全を期してまいりますので組合員の方々のご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、先月東京にて「農業農村の集い」が開かれ、農水省・財務省・県選出国会議員の 先生方に対して、土地改良事業予算の確保はもとより、直近のエネルギー高騰に伴う電力・燃料等の経費高騰対策や農業者の高齢化に伴う農家減少を加速させない対策と、水田 利活用の5年水張問題等、若者が夢を持てる農業農村の政策と土地改良区の健全な経営、 事業運営ができる環境を要望してまいりました。

近況の農業情勢をみますと、昨年度から低迷した米価の推移に変化がなく、今年産米の価格が心配される状況です。それに追い打ちをかけるように、肥料・資材・農薬等の資材物価が高騰しており、農家経済に大きな影響が出ています。農業離れの出ない対策を早期に講じていただきたいと思っております。

結びに、新型コロナウイルス感染症について、全国で今までにないスピードでの感染拡大が進んでおりますが、この3年間の経験を教訓に、感染対策を取りながらも社会活動を回していく必要があると思います。

本日の総代会においても、できる限り短時間での議案説明にご理解をいただき、慎重審議のうえ全議案ご承認くださいますよう、お願い申し上げあいさつといたします。

# 第45回臨時総代会定開催

7月27日、寒河江市のホテルシンフォニーアネックスにおいて第45回臨時総代会が開催され ました。議長に西根地区の鈴木久一氏を選任し、令和3年度決算関係書類及び令和4年度一般会計 収支補正予算等3議案が上程され、慎重審議の結果、全議案原案通り可決されました。

### 令和3年度

総認第4号 令和3年度決算関係書類の承認について 監査報告書

### 令和4年度

総議第15号 令和4年度一般会計収支補正予算について

総議第16号 付帯決議について







理事長あいさつ



議長 鈴木 久一 総代



監査報告をする 長岡 正一 総括監事

# 令和3年度事業報告

#### 第1 地区及び組合員の状況

受益面積 3,111ha 組合員数 3,889名

#### 第2 事業の状況

#### 1 土地改良施設の維持管理の状況

用排水路の維持管理については、例年どおり、幹線・準幹線用排水水路は当改良区職員により直営または請負により実施し、支線水路等は地区推進協議会及び地元維持管理組合等から労務提供などの協力を得て、草刈り、浚渫及び補修等を実施しました。200万円以上の維持工事は積極的に補助事業を活用し、計画的な工事を実施すべく、土地改良施設維持管理適正化事業に加入しています。200万円未満の小規模な維持工事は、土地改良区単独事業にて実施しました。

用水の補給状況につきましては、令和3年度は豪雪年度になり、春先の融雪が遅く、農作業が全体的に捗らないのではないかと予測していました。しかし、3月上旬からの雪解けが始まり、5月連休中の好天により農作業が進みました。それにより、代かき大水は全般的に順調に推移してきました。また、昨年度に続き行政機関や関係団体を通して大水に対する通知連絡を実施し、農家のみならず市・町民への農業用水への理解と協力を得ることができました。そして、令和2年7月豪雨時に被災した農地・施設の災害復旧事業についても、令和3年度も継続事業として実施していきました。災害復旧事業での農地土砂撤去のため、一部のエリアにおいて休耕対応をしていただいた地区がありました。そのような状況の中においても、関係組合員皆様の理解と協力を得ながら、無事に工事を完了することができました。令和3年度は、大きな自然災害等もなく無事に用水管理をすることができました。そして、次なる自然災害等に備えるために、さらなる維持管理の徹底に努め、事業継続計画(BCP)の策定していく計画です。

#### 2 土地改良事業の施工状況

① 寒河江川下流地区基幹水利施設管理事業 事業費: 9,010,787円

② 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型) 事業費: 11,310,054円

③ 土地改良施設維持管理適正化事業

・大堰地区渋川排水樋門整備補修工事事業費: 4,077,700円・道生堰幹線用水路水門整備補修工事事業費: 6,578,000円・二ノ堰幹線用水路水門整備補修工事事業費: 7,095,000円

合 計: 17,750,700円

④ 農地耕作条件改善事業

・北堰用水路整備補修工事(水路天端コンクリート打設) 事業費: 2,911,700円

⑤ 土地改良区单独事業

国営造成施設管理体制対象施設以外の幹線排水路等の土砂浚渫、及びその他施設の除草等の作業実施

⑥ 十地改良区单独維持丁事

幹線・準幹線用排水路等施設の維持工事のうち200万円未満の小規模な工事の実施

⑦ ポンプ施設等

配水開始前の各揚水機場点検整備とタイマー交換・封水ポンプ更新等の実施

⑧ 令和2年豪雨災害復旧事業(令和3年度実施分)

ア:災害復旧事業(公共) ※激甚災害認定箇所

(河北町内農地災害復旧4地区、施設災害復旧4地区)

1) 測量・設計業務
事業費: 9,204,000円
2) 農地復旧工事
事業費: 63,758,200円
3) 水路・施設復旧工事
事業費: 138,616,500円

イ:小規模災害復旧事業(県単独事業) 事業主体:土地改良区 補助率50% 県・町

・溝延地区土砂撤去工事 事業費: 400,000円
・第一引竜溜池倒木処理工事 事業費: 187,000円
・谷地東排水路補修工事 事業費: 396,000円
・溝延地区農道復旧工 事業費: 290,400円

ウ:土地改良区単独災害復旧事業 補助率50% 町

·一級河川古佐川(左岸)護岸復旧工 事業費:1,300,000円

工:単独災害復旧事業(調査計画) 事業主体:河北町

災害復旧工事に向けた実施・変更設計書作成業務に係る分担金を支出

#### 3 県営事業の進捗状況

① 寒河江南部地区農地防災事業 (農村災害対策整備事業)

繰越明許事業費 75,249,000円 当年度事業費 128,000,000円

合 計 事 業 費:203,249,000円

② 平田地区農村地域防災減災事業 (ため池整備事業)

繰越明許事業費 93,520,000円 当年度事業費 10,440,000円

合 計 事 業 費:103,960,000円

③ 北谷地地区農業競争力強化基盤整備事業(農地整備)

繰越明許事業費 116,292,000円 当年度事業費 10,000,000円

合 計 事 業 費:126,292,000円

④ 引竜地区農業競争力強化基盤整備事業(農地整備)

繰越明許事業費 92,400,000円 当年度事業費 36,300,000円

合 計 事 業 費:128,700,000円

#### 第3 事務の経過

1 総代会 定例1回 臨時1回 4 監査会 決算1回 一般2回

2 理事会 定例11回 臨時2回 : 5 運営委員会 定例3回

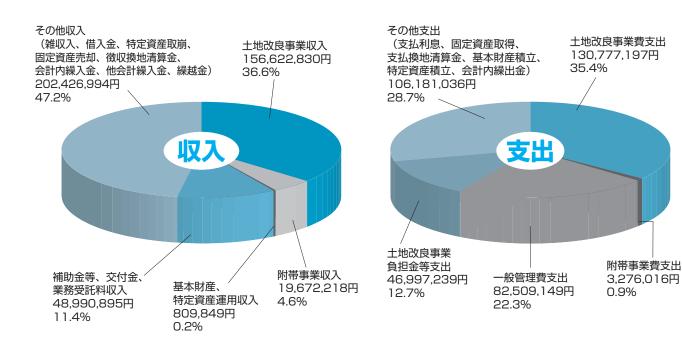
3 監事会 定例 4 回 6 総務委員会 定例 2 回 臨時 1 回

## 令和3年度 決算報告

般会計

収入合計

428,522,786円 369,740,637円 58,782,149円 (次年度へ繰越)



#### 令和3年度 賦課金収納実績 (単位 円、%)

#### 経常賦課金

区分	賦課額	徴収済額	収納率
大堰地区	79,040,580	78,779,660	99.67
二ノ堰地区	30,421,850	30,240,430	99.40
高松堰地区	21,803,530	21,729,520	99.66
白岩地区	4,401,330	4,401,330	100.00
中郷地区	4,391,790	4,391,350	99.99
合 計	140,059,080	139,542,290	99.63

#### 事業賦課金

区分	賦課額	徴収済額	収納率
平田事業	513,280	511,620	99.70
沢畑開田	157,200	157,200	100.00
柴橋調査計画	6,076,070	6,076,070	100.00
柴橋調査計画事務(所有者)	1,009,080	1,009,080	100.00
柴橋調査計画事務(耕作者)	1,008,760	1,008,760	100.00
合 計	8,764,290	8,762,730	99.98

◎令和3年度は、春先の霜害によるさくらんぼの収量減やコロナ禍に伴う米価下落など、 大変厳しい1年になりました。賦課金の収納率も悪化することを予想していましたが、令 和2年度とほぼ同等の高い収納率を達成することができました。

これもひとえに組合員の皆様一人ひとりのご理解とご協力があったからこそと承知して おります。この場をお借りして、改めて心から感謝申し上げます。



### 財産 目録 令和4年3月31日現在

単位(円)

資 産 の 部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		未払金	26,914,467
現金	84,449	預り金	504,897
普通預金	56,185,252	賞与引当金	2,866,528
当座預金	321,763	適正化事業拠出金短期未払金	2,088,000
未収賦課金等	724,690	未払消費税等	358,200
その他未収金	29,675,560	固定負債	
未収多目的使用料 (施設)	243,670	公庫資金等長期借入金	195,164,583
未収多目的使用料(水路)	82,250	適正化事業拠出金長期未払金	1,836,000
前払金	5,200,000	退職給付引当金	16,584,720
前払費用	211,777	転用決済金引当金	70,568,000
立替金	80,912	施設更新(国営負担)引当金	321,612,000
固定資産		負 債 合 計	638,497,395
基本財産	722,418,139	正味財産合計	4,105,701,489
特定資産	3,911,617,198	負債及び正味財産合計	4,744,198,884
その他固定資産	17,353,224		
資 産 合 計	4,744,198,884		

### 貸借対照表 令和4年3月31日現在 [決算整理後]

単位(円)

科目	当 年 度	前年度(期末)	単位(円) 増 減
日 資産の部 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	3 牛 反	刊 中 反 (	· 日 //以
1 流動資産			
現金及び預金	56,591,464	10.878.823	45,712,641
未収賦課金等	724,690	474,180	250,510
その他未収金	29,675,560	63,393,287	△33,717,727
未収多目的使用料(施設)	243,670	209,170	34,500
未収多目的使用料(水路)	82,250	71,750	10,500
前払金	5,200,000	211,777	4,988,223
前払費用	211,777	211,111	211,777
立替金	80,912		80,912
他会計貸付金	00,312	26,609,855	$\triangle 26,609,855$
2 固定資産		20,009,033	△20,009,033
(1)基本財産	722,418,139	700,848,469	21,569,670
(2) 特定資産*	3,911,617,198	1,341,774,564	2,569,842,634
(3) その他固定資産	17,353,224	17,184,279	168,945
資産合計	4,744,198,884	2,161,656,154	2,582,542,730
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	4,744,130,004	2,101,000,104	2,002,042,700
1 流動負債			
未払金	26,914,467	5,013,541	21,900,926
仮受金	20,311,101	5,680	△5,680
預り金	504,897	933,716	<u></u>
賞与引当金	2,866,528	300,110	2,866,528
適正化事業拠出金短期未払金	2,088,000	2,238,000	△150,000
未払消費税等	358,200	683,300	△325,100
他会計借入金	000,200	26,609,855	$\triangle 26,609,855$
2 固定負債		20,000,000	20,000,000
公庫資金等長期借入金	195,164,583	171,054,583	24,110,000
適正化事業拠出金長期未払金	1,836,000	3,114,000	△1,278,000
退職給付引当金	16,584,720	18,973,320	△2,388,600
役員退任慰労引当金	,,	2,075,895	△2,075,895
転用決済金引当金	70,568,000	88,223,003	△17,655,003
施設更新(国営負担)引当金	321,612,000	402,017,797	△80,405,797
負債合計	638,497,395	720,942,690	△82,445,295
Ⅲ 正味財産の部	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	.,.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
1 指定正味財産*	2,614,882,956		2,614,882,956
2 一般正味財産	1,490,818,533	1,440,713,464	50,105,069
正味財産合計	4,105,701,489	1,440,713,464	2,664,988,025
負債及び正味財産合計	4,744,198,884	2,161,656,154	2,582,542,730

<sup>※</sup>所有する土地改良施設の貸借対照評価額はこれまで土地改良区負担額のみを記載していましたが、平成31年通知新会計基準の適用により<u>造成費用総額</u> を貸借対照評価額としているため大幅な増額となっています。

# 令和4年8月4日豪雨被書報告

8月3日から4日にかけての豪雨災害では、置賜地方を中心に甚大な被害に見舞われ、 当改良区管内でも、一部施設の浸水や農地の冠水被害が発生しました。被害が大きかった 箇所につきましては、関係機関と連携を図りながら早期の復旧に尽力してまいります。



新吉田東地区冠水状況



新吉田東地区水路崩落状況



新吉田揚水機場浸水状況



谷地押切地内国交省ポンプ排水状況



溝延地内農地冠水状況



溝延地内法面洗掘状況



内川排水樋門付近冠水状況(日田地内)



内川排水樋門ポンプ排水状況



赤沼排水樋門付近冠水状況(本楯地内)



新堰頭首工と最上川(松川地内)



新堰頭首工流木状況

土地改良区管内 豪雨被害の様子

# 工事に併う断水期間のお知らせ

※()は関係地区

- ◎道生堰水系(三泉、溝延、元泉)県道拡幅工事のため、9月29日から11月3日まで
- ◎田井堰水系(溝延、元泉)目地補修工事のため、10月上旬から12月末日まで
- ◎守川水系 ※北堰除く(西根)中向排水路底盤工事のため、10月上旬から12月末日まで
- ◎新堰水系(寒河江南部)新堰隧道工事のため、10月中旬から3月31日まで

**注断水期間は、工事の進捗状況によりずれ込む可能性がありますので、** ご留意くださいますようお願い申し上げます。

### 水の事故には十分に気を付けましょう!!

用水路に流されたり、ため池に転落したりする事故が後を絶たず、 幼い命が失われる痛ましい事故も全国各地で発生しております。

農業水利施設(用排水路、ため池等)には、不用意に立ち入らない でください。特にお子様については、ご家庭内や町内会等での安全教 育を実施していただきたくお願いします。もし、施設付近で遊んでい るお子様見かけましたら、「あぶないよ!」と注意を呼び掛けて水の 事故を未然に防止しましょう。



### 不法投棄は重大な犯罪です!!~ぁなたの心まで捨てないで~

土地改良施設へのゴミの不法投棄が後を絶ちません。捨てられたゴミは水 路の流れを阻害し、下流での用水不足や越水の原因になります。また、除塵 機のスクリーンに投棄物が詰まり、故障を引き起こした事例も発生していま す。ゴミの不法投棄による処分費用及び施設の補修に係る費用は、全て組合 員の皆様の賦課金で賄わなければなりません。



絶対にゴミは捨てないよう皆様のご協力とお声掛けをお願いいたしますとともに投棄者を 発見しましたら、最寄りの警察署へ通報するか、市、町、土地改良区へご連絡をお願いしま す。

なお、ゴミを不法投棄した者は、法律により「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰 金またはその併科」に処され、厳しく罰せられます。



稲荷原堰で引き上げたさくらんぼビニール



本楯2号幹線堰に投棄されたタイヤ

### 農事用電力の高騰について

急速に進行する円安やウクライナ危機を背景とするエネルギー価格の高騰により、燃料費調整額が上昇し、農事用電力(かんがい排水等特定の用途に限り利用できる安価な電力)利用料金が高止まりしております。当改良区の各施設においても昨年度と比べて電気料金が大幅に増加している状況です(主たる施設の電気料金を比較したのが下の表になります)。

施設名	令和3年(4月~8月)	令和4年(4月~8月)	比較
田沢川揚水機	379,796円	688,244円	308,448円 🕇
鹿島揚水機	231,553円	341,561円	110,008円 👚
中郷揚水機	988,565円	1,442,225円	453,660円 🕇
引竜関係	868,322円	1,520,969円	652,647円 🕇

また、東北電力(株)では、高圧および特別高圧電力について、今年11月より基本料金を6割、電力量料金を3割程度値上げする予定であり、来年以降のさらなる電気料金増額が予想されます。

高騰が続くことによって、現行の賦課金で対応することが困難になり、維持管理に深刻な影響が出ることから、当改良区では、組合員の皆様が安定的に経営できる環境整備のため、国や県に対して電気料金高騰に伴う補てん等の支援策拡充に向けて強く要望してまいります。

組合員の皆様におかれましても、より一層の節水の心掛けとポンプの夜間停止など運転時間の短縮等の対策にご理解とご協力をいただきたくお願い申し上げます。

### こんなときは土地改良区に届出を!!

公共機関(市町・法務局等)で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ、 土地台帳等の移動・修正はなりません。必ず忘れずに届出をお願いします!!

事 由	申請書の種類	留意点
農地の取得・喪失があったとき 死亡・相続・農業者年金受給のとき 農地の貸借があったとき	組合員資格得喪通知書 口座振替依頼書	農地法・農業経営基盤強化促進事業に よる賃貸借も耕作権移動の対象になりま すので、借り手が賦課対象となります。
地目を変更したとき	地目変更届	登記地目が変更されてからの申請が必 要です。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき 農用地外に農地を変更するとき	農地転用意見書交付願 地区除外申請書	農地転用は、各農業委員会と土地改良 区に事前に相談をお願いします。最終的に 両者との協議が整ったもの以外は、受付 処理ができませんのでご了承ください。 農地転用の申請は、毎月5日が締日と なっておりますので、早めの提出をお願 いします。 地区除外がある場合は、決済金が発生 します。
居住地を変更したとき	住所変更届	
寒河江市で下水道許可区域外で 浄化槽を設置したいとき	排水利用承認申請書	寒河江市設置型合併浄化槽申請地域は、 市下水道課への相談が必要になります。
河北町で浄化槽を設置したいとき	施工承認願 確約書	土地改良区への相談が必要です。
土留め工事をしたい 水路に橋を取り付けたい 工事等で農道を利用したい など	施工承認願	土地改良区への相談が必要です。
①浄化槽を廃止したとき ②使用者が変わったとき	①水洗便所(中止·廃止)届 ②水路使用料名義変更届	下水道へ変わったときは、届出が必要です。

# 注意!『滞納賦課金は新資格者の負担

土地改良区内の農地を売買するとき(競売を含む)や組合員の資格を交代する場合にその土地に滞納賦課金があると、その納入義務は、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい資格者に生じます。資格取得の際は、必ず土地改良区で滞納賦課金について確認されるようお願いいたします。

また畑として農地を借りる際も、賦課金等の納入が必要になるか土地改良区までお問い合せください。

# =賦課金の納入は便利な回座振替で=

- 1. 納入のために土地改良区や取扱金融機関へ行く手間が省けます。
- 2. 納入期限の心配と納入忘れが防げます。
- 3. 納期の前に残高確認をお願いします。

#### 対象金融機関:

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、山形信用金庫、山形中央信用組合、北郡信用組合、さがえ西村山農業協同組合、みちのく村山農業協同組合の各支店、支所

※ゆうちょ銀行は取り扱っておりませんのでご了承お願いします。

口座振替にあたっては、「口座振替依頼書」をご記入いただく必要がございます。書類は土地改良区事務所に用意してありますので、事務所で手続きを行う場合には、金融機関届出印と通帳をご持参ください。また、書類の郵送をご希望される方につきましては、土地改良区にご連絡をお願いします。

### 賦課金の納期内の納付にご協力をお願いします!!

第2期賦課金納期限日:10月31日(月) ※第2期賦課金は、年額が1万円以上の方が対象になります。

土地改良区の賦課金は、運営費や土地改良施設の維持管理費に充てられる重要な経費です。一部組合員の滞納によって、土地改良区の業務運営に支障が生じることのないよう、公平な費用負担の面からも必ず納期内に納付してください。

- ◎納期内に納付ならない場合の対応について 土地改良法に基づき延滞日数に応じた<u>延滞利子</u>(年利10.95%、令和元年度以前の未収金 に対しては年利14.6%)と督促手数料が発生します。
- ◎督促状を発付後なおも納付ならない場合の対応について 国税徴収法に準じた財産(預貯金、売掛金等)を山形県知事の認可を受けて<u>差し押さえ</u>などの滞納処分をやむを得ずさせていただくことになります。
- ◎納付が困難な方への対応について 個別の事情に鑑みながら、分割での納付等の提案をさせていただきます。その他賦課金 の納付のことでお困りのことがあれば、どんな些細なことでも構いませんので、土地改良 区にご相談をいただけたら幸いです。





### 鎌倉殿の13人、大江広元ゆかりの地を巡ってみませんか?

鎌倉幕府の初代政所別当を務めた大江広元は、1189年(文治5年)に寒河江荘の地頭に任じられ、以後400年間大江氏の子孫が寒河江を統治しました。

大江氏が寒河江に残した功績は多岐にわたりますが、1つは<u>「二ノ堰」の開削とそれに伴う農業振興です。</u>今から約700年前の南北朝時代(室町初期)、8代時氏・9代元時親子の時代に寒河江城の改修・拡張に際して三の丸のお堀に大量の水が必要となり、八鍬地内の寒河江川より水を引くための新たな水路を開削しました。この水は農業用水にも利用され、寒河江一帯1,000 h a余の美田が拓かれました。

現在、二ノ堰沿いには親水公園や遊歩道が整備され、市民の憩いの場として多くの人々に親しまれています。また、二ノ堰の清流が育む寒河江産の米は、良質米として内外に高く評価され、あらゆるコンクールで数多くの賞を獲得しております。

ぜひ、この機会に寒河江発展の礎を築いた大江氏の足跡に思いを馳せながら、二ノ堰をはじめ、関連の史跡を巡ってみてはいかがでしょうか。





寒河江城跡(現寒河江小学校)

二の堰親水公園

寒河江川土地改良区

TEL. (0237) 86-5112 FAX. (0237) 86-0474 山形県寒河江市字中河原222番地の2 E-mail:sagae-r4@cpost.plala.or.jp https://www.sagaegawa.com/

